

令和元年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 4-5-4 空き家等対策事業

【予算反映等改善事項】

空き家対策事業については、所有権の特定調査を行い、確認でき次第、所有権を有する者に対して空き家を適切に管理するよう改善依頼したほか、「出張！空き家専門相談会（徳島県住宅供給公社主催）」を市役所4階にて開催するなど空き家等対策を実施した。

老朽危険空き家除却支援事業補助金については、国や県の補助枠を活用し除却事業を実施している為、第126回徳島県市長会議等において当該事業の予算拡充の要望を行った。

空き家除却後の固定資産税軽減措置等については、県内8市のうち鳴門市が当該軽減措置を実施しているほか、他県でも数例の取組事例があるが、軽減期間や軽減額等が各自治体により異なる為、検証等が必要である。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定により勧告された特定空家等の敷地の用に供されている土地については、住宅用地の適用対象から除外されることから、対策を行うに際しては慎重であるべきである。

以上のことから固定資産税軽減措置を含む老朽危険空き家の除却を支援するための施策について、他の自治体の動向等を注視しつつ、研究等を継続するものとする。